

暮らしナビ 生活スタイル

警察見解不明確で現場混乱



脳卒中などのリハビリを終えた人の運転再開支援で、警察の対応が不明確なため、現場の支援活動が制限される事態が起こっている。京都府では過去、一般道路上での運転能力評価を府警の担当者が禁じたように現場で受け止められ、実社会での運転能力が不明のまま運転にゴーサインが出される慣行が続いていた。府警は先月の取材に一転、路上での評価を認めた。

●路上評価できず

同教習所では2014年から延べ80例以上を評価するなど実績を積み、内容や時間も他に比べて充実しているが、一般道路上での評価は実施できていない。開始前の14年春に丹後中央病院の担当者で府警運転免許試験課を訪ねて確認した際、路上での評価を禁じられたと受け止めたためだ。

運転能力評価は通常、①医学・心理学の検査で運転能力が回復したことを確認②警察に相談③教習所内で能力評価④路上で評価⑤医師が警察に診断書を提出⑥運転免許試験場などで「臨時適性検査」を受けお墨付きを得る——の順で行われる。警察庁も認めている。

あみの自動車教習所が14年、府警の担当者に確認した際、路上に出るには医師の診断書が必要と、現在の警察庁の見解と異なる判断を示したため、路上での評価を事実上禁止したと受け止めた。

●教習所は「想定内」

丹後中央病院の東小百合リハビリテーション部長は「教習所には想定内の状況しかない。(路上で)安全に運転できるかはわからない」と話す。病院では評価を必要以上に厳しくせざるを得ず、能力が微妙な人の評価は先延ばしになりがちだという。あみの自動車教習所の堀大介・副管理者



あみの自動車教習所での運転評価を終え、車を降りる男性(中央)。右は同乗していた指導教官。左は作業療法士(京都府京丹後市で1月)

も「もどかしさはある」と話す。また、関係者に「路上で運転免許試験場の『臨時適性検査』はハンドル操作の確認などごく簡単なものだ。脳卒中の後に起る注意障害など「高次脳機能障害」を検査できていない。路上での評価情報が欠けたまま、医師が書いた診断書を基に最終的なお墨

付きを与える臨時適性検査が行われているのが実態だ。

●京都府警「誤解」

京都府警運転免許試験課は先月の取材に「府警に相談をしてもらったうえで、路上で運転能力を確認してもらっても構わない」と一転、警察庁と同様の見解を示した。過去

の行き違いについては、相談の際に利用者の障害の程度に關し情報が少ないケースがあり、「場合によっては診断書を求めることがあると言ったのが誤解されたのではないかと話す。今後の路上評価は「免許を持っている人に対しては規制する法的根拠はない。認めていく」と話した。

【斎藤義彦、写真も】